

別紙 10 付保すべき保険の内容

付保すべき保険の内容は、最低限、下記基準を満たす保険に加入するものとする。また、第三者賠償保険等その他の保険については、事業者グループで必要と判断するものに参加することとする。

記

[付保すべき保険の基準]

1 付保すべき保険は、一般的に「建設工事保険」、「組立保険」及び「土木工事保険」の名称で販売されている保険が有する機能と同等類似の機能を有する保険(又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。)であること。

建設工事保険...建物の建築を主体とする工事を対象とし、火災保険も含めるものとする(一部に付帯設備工事、土木工事を含む場合も対象とする。)

組立保険...建物の付帯設備(電気設備、給排水衛生設備、空気調和設備その他を含む。)又は機械、機械設備・装置その他あらゆる鋼構造物の組立、据付工事を主体とする工事を対象とする(一部に建築工事及び土木工事を含む場合も対象とする。)

土木工事保険...土木工事を主体とする工事を対象とする(一部に建築工事及び設備工事を含む場合も対象とする。)

2 付保すべき保険の内容は次の要件を満たすものであること。

保険契約者 : 事業者グループ又は請負人等

被保険者 : 事業者グループ、請負人等、府のいずれかもしくは複数

保険の対象 : 本件の府営住宅建設の対象となっているすべての工事

保険の期間 : 工事開始予定日を始期とし、府営住宅の引渡日を終期とする。

保険金額 : 工事完成価額(消費税を含む。)とする。

補償する損害 : 水災危険、火災事故を含む不測かつ突発的な事故による損害

以 上